

2002年(平成14年)9月 5日

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市情報公開審査会
会長 高井巖

情報公開の請求拒否処分に関する異議申立てについて(答申)

2002年(平成14年)1月10日付けで諮問された「台町バス停留施設整備決裁文書等」の情報公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市が、「都市計画課から自治会長に宛てた平成13年10月2日付け文書中にある、台町バス停の安全確保についての『多くのご意見』を受理した記録、又はこれを内部処理した際の文書」(以下、本件文書(一)という。)、
「平成12年5月、同バス停留施設を整備した際の決裁文書であって整備理由を記したもの」(以下、本件文書(二)という。)の情報公開請求に対し、不存在を理由として2001年(平成13年)12月14日付けでした情報公開拒否決定は妥当である。

2 事実

(1)異議申立人は、2001年(平成13年)12月3日付けで、藤沢市長に対し、藤沢市情報公開条例(以下「条例」という。)第10条の規定により、以下の各文書について閲覧の請求を行った。

添付連絡文書(都市計画課 各自治会長宛、平成13年10月2日付)
にある台町バス停の安全確保に関する多くの意見を受理した記録、又はこれを内部処理した際の文書

平成12年5月、同上バス停留施設を整備した際の決裁文書（整備理由を記したもの）

(2) 藤沢市長は、同年12月14日付けで、異議申立人に対し、以下のとおり決定を行った。

上記 については文書が不存在である。

上記 については文書が不存在である。

(3) 異議申立人は、同年12月26日付けで、藤沢市長に対し情報公開拒否決定とした処分の取消しを求める異議申立てを行った。

(4) 藤沢市長は、2002年（平成14年）1月10日付けで、条例第18条の規定により、本件異議申立てを藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書等について2001年（平成13年）12月14日付けの藤沢市長の情報公開拒否決定処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

(ア) 本件文書(一)について

藤沢市都市計画課から関係自治会長宛に出された平成13年10月2日付け「藤沢本町西側のバス停留施設の開設について」と題する文書中には、「台町停留所については、停留所と自転車駐輪場が一体利用され更に道幅も狭いことから、利用者の方より乗降りの安全確保について多くのご意見を戴いております。そこで、この状況を改善するため、既存停留所を新設停留施設へ移設することの協議をバス事業者と行って参りましたところ、12月までに開設できる見込みとなりました。」とあり、利用者の意向によりバス停を移動させたとしているのであるから、利用者の声を記録した文書が存在するはずである。

(なお、以下、台町バス停留所を「本件バス停」、藤沢本町駅西側の台町バス停留施設を「本件バス停留施設」という。)

(イ) 本件文書(二)について

2000年（平成12年）9月28日決算特別委員会議事録によれば、

本件バス停留施設の整備につき、都市計画課の担当者が「バス路線の新設を進めるために、バス停留転回施設としての整備を進めたもの」と答弁しているところ、市民の税金を投入する施設である以上、市民の批判に堪えるべく理由を明記した決裁文書を作成しておくべきである。

4 実施機関の職員（都市計画課職員）の説明要旨

(1) 本件文書(一)の非公開理由について

本件バス停利用者および同バス停に隣接する自転車駐輪場利用者からの要望や苦情は、駐輪場の管理を担当する道路交通安全課に寄せられていたが、文書としては残していない。道路交通安全課に、昭和61年から平成2年まで在籍していた職員が、平成13年に再度、道路交通安全課に配属されたため、その職員の記憶に基づいて、過去に寄せられた要望や苦情を認識したものである。

(2) 本件文書(二)の非公開理由について

本件バス停留施設は、「藤沢652号線道路改良工事」として、平成12年2月16日に着工し、同年5月31日に完了したものであるところ、整備にあたって作成した決裁文書は、工事等施行兼契約施行決裁書、設計書、数量調書、特記仕様書等であり、これらの文書には整備理由が記載されていないため、本件文書(二)は不存在である。

5 審査会の判断理由

(1) 本件文書(一)の不存在についての判断

藤沢市においては、市民からの要望・苦情の記録方法についての定めがなく、道路交通安全課においては、文書による要望・苦情は文書で回答し、また、電話等による要望・苦情であっても緊急に対応する必要性のあるものは文書化して内部の協議に諮って対処していたが、緊急性のないものは、文書（メモを含む）化しない取扱いであったと認められるから、文書の不存在を理由とする非公開決定自体は是認できる。

しかしながら、本件においては、市民からの要望・苦情が寄せられていることを理由として、市が本件バス停の移動をバス事業者に要請し、これを実現したのであるから、当該要請の必要性・妥当性の担保・検証のため、文書化しておくことが望ましかったと思料される。

(2) 本件文書(二)の不存在についての判断

本件バス停留施設の整備事業は、前年度に行った予算要求に基づき予算が付与されたことを受けて施行されたものであり、整備事業の施行についての決裁文書には、整備理由の記載はないことが認められる。したがって、文書の不存在を理由とする非公開決定は是認できる。

なお、本件整備事業に関しては、「平成11年度事務事業計画説明書」「平成11年度事務事業実績報告書」「平成11年度決算委員会資料」等があり、これらは決裁文書ではないものの、当該整備理由の記載を含んでいる。

異議申立人は、文書非公開の是非の問題にとどまらず、決裁文書の記載内容に当該事業の施行理由が含まれないことの是非をも問題としているようであるが、後者については、当審査会の権限の及ぶところではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2002. 1. 10	・諮問
2002. 1. 15	・審査会から市長に非公開理由説明書の提出要請
2002. 1. 28	・市長から審査会に非公開理由説明書の提出
2002. 1. 28	・審査会から異議申立人に非公開理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
2002. 2. 5	・異議申立人から審査会に意見書の提出
2002. 2. 8	・審査会から市長に意見書の写しを送付及び非公開処分に係る関係資料の提出要請
2002. 2. 8	・市長から審査会に関係資料の提出
2002. 2. 28	・関係資料の確認
2002. 3. 28	・審議
2002. 4. 19	・審議
2002. 5. 29	・異議申立人からの意見聴取
2002. 5. 29	・実施機関からの意見聴取
2002. 6. 26	・審議
2002. 7. 22	・審議
2002. 9. 5	・答申

第9期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期 2002.2.1～2004.1.31)

会長

会長職務代理者

氏名	役職名等
小澤 弘子	・ 弁護士
小林 ひろみ	・ 文教大学国際学部教授
高井 巖	・ (元) 株式会社厚木テレコムパーク常勤監査役
田島 泰彦	・ 上智大学文学部教授
安富 潔	・ 慶應義塾大学法学部教授

(50音順)